

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、1.公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、2.組織的な学校運営及び指導の促進並びに3.教員の待遇の改善を図る。

1. 学校における働き方改革の一層の推進**(1) 教育委員会における実施の確保のための措置 【給特法第8条関係】**

- ・ 教育委員会に対し、文部科学大臣が定める指針に即して、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るために措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係】

■第217回国会における文部科学省提出法律案資料より抜粋

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができる。【学校教育法第27条、第37条関係】

■第217回国会における文部科学省提出法律案資料より抜粋

■市教委所管事項は項目1のみ（項目2及び3は、道教委所管事項）

■施行期日：項目1及び2 令和8年4月1日

項目3 令和8年1月1日

«目標の設定»

義務的・事項

時間外在校等時間に関すること

- ▶ 国の指針上限：45時間/月
360時間/年

任意事項

ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関すること

- ▶ 例）年次有給休暇の取得日数
ストレスチェック結果

«内容»**学校と教師の業務の3分類** ※資料別添

- ①学校以外が担うべき業務
- ②教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

学校業務の適正化

- ▶ 年間授業時数の適正化・平準化
学校行事の精選
デジタル技術を活用した校務の効率化 等

3. 教員の待遇の改善**(1) 高度専門職にふさわしい待遇の実現**

教職調整額の基準となる額を給料月額の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】
※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、待遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた待遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

■第217回国会における文部科学省提出法律案資料より抜粋